

事務連絡  
令和4年5月10日

都道府県日本語教育担当課の長 殿  
政令指定都市日本語教育担当課の長 殿

文化庁国語課長  
圓入由美

ウクライナ避難民の方々に対する日本語教育支援について（周知）

平素より、地域における日本語教育に御尽力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

ウクライナ避難民への日本語教育については、文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」等を活用いただくなど、各地域において、地域の実情に応じた日本語教育が実施されているものと認識しております。

本年4月26日付け出入国在留管理庁から発出された別添事務連絡通知書において、日本語教育の支援が実施できない等特段の事情がある場合には、オンラインによる日本語教育の支援の活用を検討中である旨通知がなされているところ、この度、出入国在留管理庁から委託を受けているアジア福祉教育財団難民事業本部（以下、「RHQ」という。）において、特段の事情がある場合に限り、オンラインによる日本語教育支援を実施することとなりました。

特段の事情がある場合とは、「域内に日本語教育機関や日本語教室等の日本語学習環境がないこと」、「日本語教師や日本語学習支援者を確保することが困難であること」など、別添「ウクライナ避難民に対する日本語教育支援申請書」に記載されている要件を満たすことが必要となります。各自治体において、日本語学習環境を精査した上で、学習対象者の日本語能力レベル等について掌握し、支援対象に該当する場合には、各都道府県又は政令指定都市は必要書類を作成の上、以下の宛先に（扱い：RHQ）提出していただきますようお願いいたします。

RHQに申請された結果については、出入国在留管理庁及び文化庁での確認を経て、RHQから、申請書を提出した自治体宛てに結果をお知らせしますので、承認を受けた自治体は、日本語の学習を希望するウクライナ避難民の方に連絡していただきますようお願いいたします。

なお、事務手続の関係から、初回の申請受付期限を5月末日とさせていただきますが、申請は随時受け付けさせていただきますので、参加者が集まり次第速やかにオンラインによる日本語教育を開始する予定です。

併せて、本通知についての管内市区町村（特別区を含む。）への周知及び管内市区町村の申請については、各都道府県において取りまとめいただきたくお願い申し上げます。

#### 【申請書類】

- ウクライナ避難民に対する日本語教育支援申請書
- 日本語教育を希望する学習者情報票

#### 【添付物】

- |   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | ウクライナ避難民に対する日本語教育支援申請書        | 1部 |
| 2 | 日本語教育を希望する学習者情報票              | 1部 |
| 3 | 令和4年4月26日付け入管庁発出事務連絡通知文書      | 1部 |
| 4 | 「何らかの理由で日本語教育の機会が得られない方への支援」図 | 1部 |

#### 【本件連絡・提出先】

公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部

電話：03-3449-7013

e-mail：gyoumuka@rhq.gr.jp

担当者：業務課 日本語教育担当

ウクライナ避難民に対する日本語教育支援申請書

アジア福祉教育財団難民事業本部長 殿

令和 年 月 日

当自治体において受入れているウクライナ避難民に対する日本語教育支援に関し、域内において

○日本語教育機関や日本語教室等日本語学習環境がない

○日本語教師や日本語学習支援者を確保できない

ことにより日本語教育の機会を提供することが極めて困難であることから、オンラインによる初期日本語教育支援の認定を受けたいので申請します。

なお、受講に当たり、

○オンライン学習に必要な通信機器（Wi-Fi環境、パソコン・タブレット等）の準備

○受講場所の確保

を行うとともに、日本語教育実施機関との連絡調整等業務に従事する担当者を1名選定します。

所在地：

自治体名称：

担当者氏名：

連絡先：

※都道府県における申請に当たっては、各日本語教育担当課において本件案内を管内市区町村に御周知していただき、当該担当課において取りまとめの上、申請願います。

**日本語教育を希望する学習者情報票**  
(ウクライナ避難民の方対象)

※この情報は、日本語教育を実施する機関が、教育を提供したり、教材を送ったりするために活用し、それ以外の目的では使用しないことを説明した上で、申請自治体において無理のない範囲で聞き取りを行い、記入いただけますよう、お願いいたします。

※下記の項目は、日本語学習を進める上で役に立つと思われる内容を挙げたものであり、全ての項目について、網羅的に回答を求めるものではありません。相手の様子や置かれている状況に応じて、適宜ご活用ください。

お名前		写真 (任意)
呼び方(呼称)		
性別	男性 ・ 女性 ・ その他	
年齢	歳	
住所		
電話		
メール		
日本語学習経験の有無・レベル ※日本語レベルは、「全くできない」「片言」「少しできる」「日常会話程度」など	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 学習場所： 期間： 日本語レベル： 日本語に関する資格(あれば)：	
使用できる言語とレベル	第一言語/母語 (                      )語 (                      )語 レベル： (                      )語 レベル： (                      )語 レベル： (                      )語 レベル：	
日本語学習の目的	<input type="checkbox"/> 生活のため <input type="checkbox"/> 仕事のため <input type="checkbox"/> 交流のため <input type="checkbox"/> 進学のため <input type="checkbox"/> その他(                      )	
オンライン学習環境の有無	使用できる機材 : PC ・ タブレット ・ スマートフォン インターネット環境: 無 ・ 有	
オンライン学習参加の可否等	オンライン学習参加の可否 ( 可 ・ 否 ) オンライン学習の希望 ( 有 ・ 無 )	
学習可能な曜日・時間帯	曜日 : 時間帯:	
その他		

※記載責任者名:

事務連絡  
令和4年4月26日

都道府県多文化共生施策担当部局長 殿  
政令指定都市多文化共生施策担当部局長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部  
出入国管理課長 西山 良

来日したウクライナ避難民の方々への情報提供等について（3）

平素から出入国在留管理行政に御理解・御協力を賜りありがとうございます。

来日したウクライナ避難民の方々に対する国の支援については、現在、関係府省庁において具体的な対応策の検討を順次進めているところであり、本年4月14日（木）及び同月19日（火）に避難民の方々に手紙を発送し情報提供を行い、本年4月14日付け事務連絡「来日したウクライナ避難民の方々への情報提供について」及び同19日付け事務連絡「来日したウクライナ避難民の方々への情報提供について（2）」において御案内したところです。

その後、本年4月26日（火）に、ウクライナ避難民であることの証明書、地方公共団体への情報提供、ポケットクの配布について、別添1のとおり、避難民の方々に手紙を発送し情報提供を行いましたので、御参考までに送付いたします。

また、ウクライナ避難民の方々への手紙の内容である、地方公共団体への避難民の氏名等に関する情報提供については以下のとおりとさせていただきますので、各都道府県多文化共生施策担当部局におかれては、必要に応じて庁内関係部局とも情報を共有しつつ、ウクライナ避難民の方々への支援に御活用いただくとともに、今後、管内市区町村に対し、出入国在留管理庁から提供するウクライナ避難民の情報のうち当該管内市区町村に居所又は住所を有するウクライナ避難民の情報について、転達願います。

1. 情報提供方法

出入国在留管理庁で把握しているウクライナ避難民の方の、①国籍・地域、②氏名、③生年月日、④居所又は住所等の情報について、各都道府県多文化共生施策担当部局宛てに出入国在留管理庁から送付する。

2. 提供頻度

提供頻度は、月1回とする。

3. 提供様式

別添2様式のとおり。

さらに、地域における日本語教育の体制整備については、文化庁が実施する「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」等においてその支援を行っているところですが、ウクライナからの避難民の方々を対象とした日本語教室の実施等についても、当該事業を活用いただけることとしました。

このため、今年度、既に当該事業を実施いただく予定の第1次募集採択団体に対しては、令和4年4月21日付で事務連絡を発出し、ウクライナ避難民への日本語教育支援の計画追加に係る希望の有無について調査を行っております。また、今月中にも全都道府県・政令指定都市を対象として、本事業の第2次募集を開始する予定ですので、ウクライナ避難民が居住する都道府県及び市町村におかれては、当該事業の活用も検討いただき、ウクライナ避難民への日本語教育支援を実施いただくようお願いいたします。

なお、ウクライナ避難民が居住する地域において、避難民の数がごく少数にとどまる場合や、日本語教育を実施する人材を確保できない場合等、どうしても当該地域において日本語教育の支援が実施できない特段の事情がある場合には、出入国在留管理庁がアジア福祉教育財団に委託して実施するオンラインによる日本語教育支援を活用いただくことも可能とする方向で検討しています。該当する場合には、当該地域が所在する都道府県又は政令指定都市より、アジア福祉教育財団へ依頼をいただき、依頼いただきウクライナ避難民の方々へ日本語教育支援を提供することを検討しています。これについては、詳細が決まり次第、追って御連絡します。

また、ウクライナ避難民の子供を学校で受入れ、支援に取り組む自治体に対して、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」の追加募集を行います。避難民の子供の受入れを行っている、又は行う予定がある自治体におかれましては、学校におけるきめ細かな支援の実施に向けて本事業の活用も是非御検討ください。追加募集の詳細については、後日、教育委員会に対して改めて御連絡いたします。

各都道府県におかれましては、本通知についての管内市町村（特別区を含む。）への周知につきましても併せてお願い申し上げます。

#### 添付物

- 1 命が危ないためウクライナから日本に来た皆様へ（令和4年4月26日付け）  
（日本語版・英語版・ウクライナ語）
- 2 地方公共団体への情報提供様式

以上

#### 担当者連絡先

法務省出入国在留管理庁出入国管理部  
出入国管理課 担当 小林（仁）、池田、佐藤、杉山  
電話：03-3580-4152

# 何らかの理由で日本語教育の機会が得られない方への支援

- ウクライナ避難民を受け入れた地域における日本語教育は、その地域の実情に応じ、国の補助事業等を活用しながら、地方公共団体が推進することが必要。しかしながら、**地域において日本語教育の機会を提供することが困難**である地方公共団体もあることから、特段の事業がある場合に限り、**地方自治体から依頼があった場合**に適用。
- セーフティネットとして**難民等受け入れ実績のある民間団体との連携によるICTを活用した日本語教育支援**を行う（入管庁予備費）

日本語教育の体制が整っていない場合

